

政策情報学会

第 13 回 研究大会



2017年12月2日(土)

会場 千葉商科大学



## 政策情報学会第13回研究大会 開催にあたって

### テーマ：「政策情報学に基づくコンヴィヴィアルな地域社会の顕現

#### ～地域の多様な人々を繋ぐトランスメディアエーターの創出～

近年、NPOをはじめとする多様なアクターが地域活性化のために活動している。しかし、そうした活動のうちいくつかは内容が重複していたり、活動の発展・継続が見込めず頭打ちになったりしている。そうした多様なアクターによる活動を整理しつつ、分野を超えて柔軟な発想で様々な活動をつなげ、消極的な人々をも巻き込むことの出来る人（トランスメディアエーター）は、今後の地域社会にとって必要不可欠になってきている。実際の現場では、各地で地域づくりに関わるコーディネーターが活動しているが、その多くが彼ら自身の経験に基づき、積極的に参加するアクターのみを一定方向に誘導しているに過ぎないことも多い。こうした従来型のコーディネートに頼るのではなく、積極的に参加しない人々をも如何に巻き込んで、共に愉しむというコンヴィヴィアルな社会をどう作り出すかが重要になってきている。

一方、論理的に整理すると、これまで多元的民主主義・参加民主主義・討議的民主主義という形で大衆の政治参加のあり方が論じられてきた。しかし、積極的に参加したり、討議の場に加わったりしない（もしくはそこから排除されている）市民については、比較的等閑視されてきた。彼らは一見自由なように見えても、実際には政治的権威による操作に対し極めて無力な存在であることは明らかである。こうした存在を権力が押しつぶさず、いかに地域社会の輪の中に巻き込むかを考えることは、討議的民主主義を超えた新たな社会の在り方を探る動きにも繋がっていく。

こうした問題意識の下、今回のシンポジウムでは当学会初代会長の井関利明先生に地域の多様な人々を繋ぐ（メディアイトする）ことの重要性について、俯瞰的視野から基調講演をお願いし、その後、各地で地域の人々を繋ぐ活動をされているパネリストに具体的な活動事例をご報告いただいた上で、総合討論を行っていく予定である。

政策情報学は超領域的にディシプリンをつなげ新しい価値を創出することに長けた学問である。消極的な人々の排除ではなく、一部のエリートによる誘導でもなく、多くのもの・人々を繋げることによって輪を広げ課題を解決していこうとする政策情報学的な思考を活かすこと（コーディネートではなくトランスメディアイトすること）でコンヴィヴィアルな地域社会を作るための方途を探っていきたい。

政策情報学会第13回大会実行委員長

千葉商科大学政策情報学部

朽木 量

# 大会参加要領

- (1) 日時・場所 2017年12月2日(土) 10:00~17:20 (受付: 9:30~16:00)  
千葉商科大学7号館
- (2) 大会参加費 一般会員・学生会員・非会員 1,000円  
※学生会員の方は身分証明書をご提示下さい。  
※千葉商科大学の学部・大学院生は無料(学生証をご提示下さい)。
- (3) 懇親会費 一般会員・学生会員・非会員 4,000円  
※懇親会費は事前に大会受付にてお支払い願います。
- (4) 研究発表 1人あたり発表15分+質疑5分
- (5) 大会本部 〒272-8512 千葉県市川市国府台1-3-1  
千葉商科大学政策情報学部 朽木研究室 宛  
E-Mail: taikai-13@policyinformatics.org
- (6) 学会事務局 <本部>  
〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町2-150  
立命館大学 仲上健一研究室  
E-Mail: info@policyinformatics.org  
  
<関東支部>  
〒272-8512 千葉県市川市国府台1-3-1  
千葉商科大学7号館2階気付
- (7) 使用会場
- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 開会式             | 7号館2階721教室            |
| 研究発表(研究大会賞選考報告) | 7号館2階721教室            |
| 研究発表(一般報告)      | 7号館3階731教室            |
| 学会賞選考審査         | 7号館2階2-2会議室           |
| 理事会             | 7号館2階2-1会議室           |
| 定期総会            | 7号館2階721教室            |
| 基調講演            | 7号館2階721教室            |
| パネルディスカッション     | 7号館2階721教室            |
| 学会賞授与式          | 7号館2階721教室            |
| 閉会式             | 7号館2階721教室            |
| 懇親会             | The University DINING |
- (8) 昼食場所 The University DINING もしくは生協コンビニが利用できます。

会 場 千葉商科大学  
〒272-8512 千葉県市川市国府台1-3-1  
主 催 政策情報学会

# プログラム

受付	9:30~16:00	7号館入口
大会参加費：1,000円		
開会式	10:00~10:10	7号館 721 教室
開会挨拶：朽木 量（大会実行委員長：千葉商科大学） 会長挨拶：竹下 賢（政策情報学会会長：関西大学名誉教授）		
研究発表（研究大会賞選考報告）	10:20~12:00	7号館 721 教室
座長：市川 顕（関西学院大学産業研究所）		
（1人あたり発表15分、質疑5分）		
【報告①】（10:20~10:40）		
報告者：羽谷慶汰（早稲田大学大学院（院生））		
題 目：「ダイビングツーリズムに向けた珊瑚礁の保全に関する研究：沖縄県を対象として」		
【報告②】（10:45~11:05）		
報告者：檜垣昌也（千葉商科大学大学院（院生））		
題 目：「<ひきこもり>政策の研究：厚労省のひきこもり対策推進事業の検討から」		
【報告③】（11:15~11:35）		
報告者：太田康友（駿河台大学情報処理教育センター）		
題 目：「初年次情報科目における反転授業導入効果についての定量的考察；基礎スキルの確実な習得と主体的なアウトプットの両立を目指して」		
【報告④】（11:40~12:00）		
報告者：空閑睦子（琉球大学地域連携推進機構）		
題 目：「サービス・ラーニングを通じた学生の学びと成長①：沖縄県と島根県を結ぶ正課外実習「MGP14」を事例として」		
研究発表（一般報告）	10:20~11:05	7号館 731 教室
座長：淵元 哲（千葉商科大学）		
（1人あたり発表15分、質疑5分）		
【報告①】（10:20~10:40）		
報告者：山脇直祐（北九州市立大学大学院）		
題 目：「明治日本の産業革命」による近代都市「八幡」の出現：国策官営製鐵所設置にともなう地域政策の展開とその構図」		
【報告②】（10:45~11:05）		
報告者：高木昭美（芝浦工業大学）		
題 目：「トランスメディアイーターとしての「行政計画」の「実効性」とはなにか：「防潮堤」の建設問題から見えてくる「国土強靱化計画」の「情報」と「計画」とのミスマッチについて」		
昼食休憩	12:00~13:00	
学会賞選考審査	12:00~12:15	7号館 2-2 会議室
第48回理事会	12:15~12:50	7号館 2-1 会議室
第14回定期総会	13:00~13:30	7号館 721 教室

司会：若井郁次郎（政策情報学会副会長：大阪産業大学） ①2017年度事業報告・収支決算報告 ②2018年度事業計画・収支予算案 ③その他		
<b>休憩</b>	<b>13:30～13:40</b>	
<b>基調講演</b>	<b>13:40～14:50</b>	<b>7号館 721 教室</b>
趣旨説明・司会：朽木 量（大会実行委員長：千葉商科大学）  講演者：井関利明（慶應義塾大学名誉教授・政策情報学会初代会長） テーマ：「Post-disciplinary 時代の学的再編成」		
<b>事例報告</b>	<b>14:50～15:30</b>	<b>7号館 721 教室</b>
司会：朽木 量（大会実行委員長：千葉商科大学）  報告者①：市川 顕（関西学院大学産業研究所） テーマ：「地方創生ガバナンス：地域をインターメディアートすること」  報告者②：影山貴大（(同)J-doc company） テーマ：「まちづくりの現場から見たメディアーターの役割と必要性」		
<b>休憩</b>	<b>15:30～15:40</b>	
<b>パネルディスカッション</b>	<b>15:40～17:10</b>	<b>7号館 721 教室</b>
テーマ：「政策情報学に基づくコンヴィヴィアルな地域社会の顕現 ～地域の多様な人々を繋ぐトランスメディアーターの創出～」  コーディネーター：朽木 量（千葉商科大学）  パネリスト：井関利明（慶應義塾大学） 市川 顕（関西学院大学産業研究所） 影山貴大（(同)J-doc company）		
<b>学会賞授与式・閉会式</b>	<b>17:10～17:20</b>	<b>7号館 721 教室</b>
学会賞授与：竹下 賢（政策情報学会会長：関西大学名誉教授） 閉会挨拶：朽木 量（大会実行委員長：千葉商科大学）		
<b>懇親会</b>	<b>17:30～19:00</b>	<b>The University DINING</b>
懇親会費：4,000 円		

## 研 究 発 表

---

# ダイビングツーリズムに向けた珊瑚礁の保全に関する研究

沖縄県を対象として

羽谷慶汰（早稲田大学大学院）

キーワード：持続可能な観光、ダイビングツーリズム、珊瑚礁、沖縄県

## 1 ダイビングの実態と珊瑚礁保全

近年、拡大している海洋レクリエーションの一つとしてダイビングがあげられ、これらを目的とした観光は世界的に盛んに行われており、エコツーリズムやスポーツツーリズムと結びついている。しかし、現状としてダイビングの多くは、水中での海洋生物の踏みつけや珊瑚礁への接触などが起きており、ボートからのオイル漏れ等が起こることなども懸念される。特にダイバーによるフィンキックによる珊瑚への接触や踏みつけ、海底土砂の巻き上げなどが起こる可能性が存在する。また、エジプト近海の珊瑚礁を調査したHowkins and Roberts(1992)によれば、頻繁にダイバーが訪れる場所では珊瑚の破壊が著しいと報告されている。こうした状況を踏まえ、環境省は2020年度までに重点的に取り組むべき課題として「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」において、珊瑚礁生態系における持続可能なツーリズムの推進と、地域の暮らしと珊瑚礁生態系のつながりの構築を挙げている。珊瑚礁を目的とした観光産業は今後も増加していく可能性が高く、珊瑚礁生態系保全への理解の促進や持続可能なツーリズムの推進に重点を置くことが重要であると考えられる。また珊瑚礁には商業漁業による漁獲物としての価値、観光資源としての価値、自然災害から陸地を保護する護岸機能としての価値など多面的な機能が存在すると考えられる。豊島(2016)によると沖縄県における珊瑚礁の観光価値は約1,445億円にもなり、沖縄県における珊瑚礁の保護、地域との繋がりについて検討することは珊瑚礁地域全体で見ても重要であると考えられる。しかし近年では地域の暮らしと珊瑚礁生態系の繋がりは担い手の不足により珊瑚礁生態系との共生のための経験や技術の継承が困難になっている。これを踏まえて本研究ではダイビングツーリズムを進める上で地域において必要な取組みを明らかにするため、沖縄県本島の恩納村と石垣島白保集落の事例を比較し検討する。

## 2 沖縄県における珊瑚礁の保全と課題

環境省自然環境局の自然環境保全基礎調査によると、1997年から13年間で埋め立ての影響により沖縄県本島においては1,607haの珊瑚礁が失われているとされる。これは沖縄県本島周辺の珊瑚礁の面積全体（27,770ha）の6%に値する。これらの開発に対し沖縄県では戦略的環境影響評価（SEA）などを導入する取組みを行っている。また、埋め立ての他にも沖縄県の珊瑚礁ではオニヒトデの大量発生による被害も存在する。横地（1998）によれば、一年間にオニヒトデ一匹あたり5～13m<sup>2</sup>の珊瑚を食べることが報告されている。これらの対策として沖縄県は毎年オニヒトデの駆除を行っている。さらに、赤土が珊瑚礁に影響を与えることが知られている。環境省(2016)によれば沖縄県の赤土等の出量は30万t程度あり、このうちの86%に当たる25.5万トンが農地由来のものであるが、農地からの赤土等の流出防止に対する対策が課題となっている。沖縄県、小笠原諸島、奄美大島の自治体を対象に環境省が2015年に行ったアンケート調査では、大雨や台風による耕土の流出に対策が追いついていないと指摘されている。また、関心のない地域が多いことや対策の普及が進んでおらず、農業従事者への注意喚起も必要であると考えられる。



### 3 沖縄県におけるダイビングツアーと珊瑚礁

2014年に実施された沖縄県の調査では観光客数のうち、26.6%が海水浴を目的とし、7.8%がダイビングを目的としており、2015年には外国人観光客の20%以上がマリンスノーを経験している。加えて、ダイビングやスノーケリングに関するツアーが活発に行われており、代表的なダイビングツアーが行われている地域である。本稿では沖縄県でも珊瑚礁の保全に活発な地域として恩納村と石垣島白保集落の二つの事例を取り上げる。恩納村では、珊瑚の養殖を観光活用することで珊瑚礁保全の活動を行っている。歴史的にこの地域では、ホテル、行政、漁業など沿岸域のステイクホルダーが利用調整を行ってきた経緯がある。開発に伴う赤土流出や珊瑚の白化現象など大規模な環境問題が深刻化によって、ステイクホルダーの意識は観光資源である海域の保全へと変化している。現在の利用調整では「①地域振興」「②用船」「③自由利用」に特徴づけられる。①地域振興は、リゾートホテルが漁業振興金を恩納村漁業振興基金に拠出し、その基金を人材育成、養殖業の技術開発、海域の保全活動に充てるといったもの。②用船は、ダイビング事業者が漁業者の用船を義務付け、漁業者に安定した収入を還元するもの。③自由利用は漁業権区域におけるダイビングポイントの自由設定やリゾートホテルの前浜にプライベートビーチ的な利用を認めるものである。これらはステイクホルダーの利益を安定化させるとともに連携を促していると考えられる。加えて、恩納村では修学旅行や自然体験プログラム、水産物のホテルへの供給など観光経済を循環させる仕組みが根付き現在の形に至っている。石垣島白保集落では、珊瑚礁保全の意識を地域に根付かせる形で活動が行なわれている。石垣島白保集落の暮らしは日常や祭事の中に珊瑚が取り込まれており、珊瑚を地域文化として意識する場が多く見られた。しかし、近年では、住民の珊瑚という地域文化への関わりは減少傾向にあり、行政や住民からなる協議会によって地域の人々と海の関わり合いを再構築する試みが行われている。さらに石垣島白保集落における小学校や中学校では体験活動として、伝統的定置漁具を復元し、子どもの教育に用いる取組みが見られる。これらは住民主体による珊瑚礁保全に関する取組みと地域文化として珊瑚ある暮らしを次世代に引き継いでいく試みであり、内発的観光に結びつくと考えられる。

### 4 結論

本研究ではダイビングツーリズムに向けて必要な取組みを明らかにすべく珊瑚礁保全について検討してきた。近年では珊瑚礁の観光資源としての価値が注目されている。これに関係してダイビングの実施に伴う珊瑚礁への影響や珊瑚礁を保全していくための対策などが先行研究において指摘されており、観光と珊瑚礁の保全を共存させることが求められている。今回取り上げてきた事例として恩納村と石垣島白保集落では次のような違いが見られた。恩納村地域は行政や企業が主体であり、珊瑚養殖の取組みが顕著である。一方で、石垣島白保集落は行政だけでなく地域住民が主体となって取組みを行なっている。このような前者の形態では観光を中心とする地域経済の活性化が期待されるが、地域の住民との繋がりが弱いため保全という点では脆い。一方で後者の形態では珊瑚礁の保全という観点において協働が生まれているが、観光という観点では経済性に乏しい状況にある。持続可能な観光としてダイビングツーリズムが成立するためには地域の自律性と観光とのバランスが重要であると考えられる。

#### ■参考文献

- ・Julie P. Hawkins and Callum M. Roberts (1992) Effects of recreational SCUBA diving on fore-reef slope communities of coral reefs, *Biological Conservation*, 62:171-176
- ・沖縄県「平成26年度外国人観光客実態調査報告書」
- ・環境省(2016)「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」
- ・豊島淳子(2016)「日本沿岸域におけるスキューバダイビングを中心とした観光活動によるサンゴ礁生態系への人為的負荷とその低減策に関する研究」東京工業大学 博士論文
- ・横地洋之(1998)「オニヒトデ大量発生予知の試み」みどり

# ＜ひきこもり＞政策の研究

厚生省のひきこもり対策推進事業の検討から

檜垣昌也（千葉商科大学政策研究科（院生））

キーワード：定義、言説、地域支援、サポーター養成、実態

## はじめに

＜ひきこもり＞現象は 1980 年代末から 1990 年代前半に専門家の間では社会問題として顕在化し、1999 年末の「てるくはのる事件」、2000（平成 12）年の「新潟女性監禁事件」、「佐賀バスジャック事件」など一連のセンセーショナルな事件の要因として一般に広まった<sup>1)</sup>。同年、厚生労働省はガイドライン（『10 代・20 代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン』）を策定、家族に向けて窓口相談を促すパンフレットを作成し、いわゆる“対策”に乗り出した。その後＜ひきこもり＞は社会からの認知を経て、若者のこころの問題、そしてニート言説の広がりとともに労働問題として公的な対策の対象となってきた。2009（平成 21）年度より「ひきこもり対策推進事業」の名称のもと、都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の設置、2013（平成 25）年より「ひきこもりサポーター養成・派遣事業」を始めている。本報告ではこの「ひきこもり対策推進事業」の検討を報告者の参画する「サポーター養成事業」を中心に検討し、次代の＜ひきこもり＞対策を模索する。

## ＜ひきこもり＞の出現と社会の反応としての対策

＜ひきこもり＞に関する研究は、科研費データベースによれば 2017 年度までで、50 件の採択がある。その多くは医療・看護・心理分野の研究者による支援プログラムに関するものである。これらの知見の蓄積が、これまでの＜ひきこもり＞支援に活かされ支援が開発される。

支援にむけての研究成果は、公的政策の場でも活用できる素地は整っていると考える。また支援の拠り所となる公的な対策と社会との関係は以下に示す通りである。

### ●社会の動き（言説）と厚生省の施策

1990 年代まで・・・精神医療分野、民間教育機関が独自に対応していた。

2000 年・・・＜ひきこもり＞元年、＜ひきこもり＞が引き起こした事件が頻発

厚生省はガイドライン・パンフレット作成

2004 年・・・「ニート」概念が流布 厚生省はニート対策事業

2009 年・・・厚生省、「ひきこもり対策事業」として都道府県政令市に「ひきこもり地域支援センター」設置

2013 年・・・厚生省、「ひきこもり対策事業」として、「ひきこもりサポーター養成・派遣事業」順次開始

## 問題の所在（多様な言説・定義のひろがり）

前述の通り、社会の動き（言説）に対応する形で、厚労省は文字通り対策を講じてきた。しかしながら支援すべき〈ひきこもり〉の実態は、明確にされていない。

厚労省が根拠としているデータは平成 18 年に実施した「心の健康についての疫学調査に関する研究」による推計値であり、約 25 万 5000 人としている。

また、〈ひきこもり〉が社会問題化した 2000 年当時、不登校の延長として支援する者、心の問題として捉える者、若者の行き方として捉える者などが、それぞれの立場から様々な言説を発信し、様々な状態の〈ひきこもり〉がメディアなどで紹介された。

また、「20 代後半までに問題化し、6 ヶ月以上、自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、ほかの精神障害がその第一の原因とはかんがえにくいもの」といった状態像が定義として厚労省のガイドラインに採用された。のちに「時々買い物などで外出することもあるという場合も「ひきこもり」に含める」との文言が追記され、対象は一層曖昧に広がったといえる。

本来、ある問題に対して行政が事業をおこなうためには、1. 実態の把握、2. 当面の対策、3. 予防と 3 つの視点からのアプローチが必要であると考え、〈ひきこもり〉に関しては、現在でも 1. の実態が把握できていないことが、一番の課題である。

#### 画一的であり多様な支援現場

「ひきこもり地域支援センター」の設置は、〈ひきこもり〉を地域で生活することを支援する障害者支援施策の方向性と合致する。しかしながら「ひきこもり地域支援センター」を核として推進される「ひきこもりサポーター養成・派遣」事業は、自治体により大きく異なっている。

「〈ひきこもり〉支援の複雑さ、困難さから、サポーター養成を開始していないケース」「ピアサポーター・非ピアサポーターを明確に分けて養成を始めているケース」「地域住民であることを基礎資格とし、混在したサポーター養成を行っているケース」など、その実施内容は“地域の実情”により多様化している実態がある。

本報告では、報告者が参画している事業のケースを中心に、各地で実施されているケースを比較検討として提示し、〈ひきこもり〉対策の“次のステージ”展望する。

#### 報告にあたっての倫理的配慮

本報告では、報告者の参与観察により収集する質的データの開示を行うがその範囲は、個人が特定できない範囲にとどめるものとする。比較検討する他地域の情報も、主にインターネット等で広く公開されているデータをもとに検討している。

#### 注釈・参考文献

1) : 〈ひきこもり〉が社会問題化された経緯についてはすでに多くの論者によって、整理検討されている。筆者も一般の人がいなく〈ひきこもり〉に関するイメージを、出版や放送メディアから検証する作業をしている〔檜垣：2005:167 - 175〕。

斉藤環 1998 年 『社会的ひきこもりー終わらない思春期』 PHP 新書

檜垣昌也 2005 年 「〈ひきこもり〉イメージの研究」『淑徳大学大学院研究紀要第 11 号』

# 初年次情報科目における反転授業導入効果についての定量的考察

基礎スキルの確実な習得と主体的なアウトプットの両立を目指して

太田康友（駿河台大学情報処理教育センター）

キーワード：アクティブ・ラーニング、反転授業、学習支援システム、  
初年次教育、情報基礎教育

## 1. 研究の目的

当研究の目的は、初年次情報基礎科目における反転授業の導入効果について定量的に分析することにより、基礎的なトレーニングと主体的な学びの両立について、出来るだけローコスト・ハイリターンで達成できるアクティブ・ラーニングのバランスはどこにあるかを探ることである。ここでは、受講生の予習状況や課題提出状況などのアクティビティと、授業において実施している中間試験・期末試験の結果を分析し、受講生がどの程度のアクティビティであれば基礎的な PC スキルを習得できるのか、授業運営が容易となるのかを明らかにしたい。

## 2. 研究の背景

大学におけるアクティブ・ラーニングの重要性は年々増している。「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（中央教育審議会，平成24年）において示された通り、学士課程教育における質的転換は喫緊の課題である。これは、以前と比較して企業が人材を新規育成する体力がなくなったという出口の問題、その一方で少子化や人口減社会の到来によって大学入学者の基礎学力レベルが相対的かつ長期的に低下傾向にあるという入口の問題、そして技術のアップデートが非常に速い情報化社会の到来という現実から、高等教育に対する社会的な要請であるとも言える。

一方で、大学初年次教育においては、大学四年間および就職後を見据えた基礎的な力を確実に習得させることも非常に重要であり、基礎的なトレーニングと主体的な学びをいかにバランス良く両立させるかについては、様々な試行錯誤が重ねられている。しかし、アクティブ・ラーニングの教育効果を検証する各種報告においては、いくつかの問題点が見受けられる。ひとつめは、教育効果の測定方法における問題点。例えば英語教育では外部テストを用いるなど一定の基準で効果測定が可能であるが、すべての科目で厳密な効果測定を行うことは、初等中等教育とは異なる高等教育の性質上困難である。ふたつめは、効果測定の対象となる学生数が分析に耐えうるだけのサイズになっていないという問題点。アクティブ・ラーニングは比較的小さなクラスサイズの方が実施しやすい面があるがゆえに、大規模な効果測定は難しい側面がある。これらの問題点から、アクティブ・ラーニングについての実践報告や教員同士の情報交換から、肌感覚で試行錯誤せざるを得ないのが現状と言える。

### 3. 分析手法

筆者は駿河台大学において、10クラス350名超の1年次生を対象として、情報基礎科目（実習科目）を担当しており、今年度から学習支援システム Moodle と反転授業を組み合わせたスタイルを取り入れている。昨年度までの通常形式の講義を比較対象として、今年度の反転授業の効果を分析・検証する。

教育効果の測定には、主に Excel を扱う秋学期の中間試験の結果を用いる。これは、Word によるアウトプットで採点する試験よりも、Excel によるアウトプットで採点する試験の方が、受講生の理解度が採点結果に反映されやすいこと、および Excel 試験の方が採点基準に曖昧な箇所がないことの2点が理由である。試験の採点基準は駿河台大学情報処理教育センターの統一基準で定められており、項目毎に厳密な採点が可能となっている。

ただし、今年度の中間試験については、この原稿を執筆している段階では未実施であるため、分析結果については研究大会での報告となることをご了承願いたい。

#### 昨年度（2016年度）の講義形式

通常形式の講義。90分の構成は、冒頭でその回の重要ポイントを解説、教科書の例題に解説を加えながらの授業内演習、応用問題。次回までの提出課題として発展課題を課す。課題は電子メールに添付して提出する。

#### 今年度（2017年度）の講義形式

反転授業。受講生は、教科書の例題を予習したものを講義前日までに提出する。90分の構成は、予習範囲の理解度を確認する小テスト、重要ポイントのおさらい、授業内演習（応用問題、発展問題）、次回予習課題の簡単なレクチャー。また、教科書以外の教材として、重要ポイントをまとめた PDF ファイルと例題の解答動画を、Moodle 上で提供している。すべての課題は Moodle 上で提出し、Moodle へログインすることで未提出課題が把握できるようになっている。

### 4. 反転授業導入効果についての現状報告

既述したとおり詳細な分析は研究大会にて報告するが、定性的な導入効果については既に多くを実感している。授業内演習において机間巡視に多くの時間割けるようになったこと、授業内で発展課題を実施できることで主体的な学びのフォローがしやすいこと、予習課題によって基礎スキルを習得したクラス内上位層が下位層に教えてくれることなどの要因により、授業運営は非常にスムーズとなった。このようなスムーズな授業運営は、予習課題の提出率が6割を超えたあたりから可能となるのではないかとというのが、現状における筆者の実感である。

# サービス・ラーニングを通じた学生の学びと成長①

沖縄県と島根県を結ぶ正課外実習「MGP14」を事例として

空閑睦子（琉球大学）

キーワード：サービス・ラーニング、地域、地域志向型リーダー

## 1. 序論

わが国では選挙権付与年齢が18歳へ引き下げられることを一つの契機として、民主主義社会の基盤となる市民的資質がある主権者をいかに育成訓練していくかについて、考え方や手法などの議論と様々な取り組みがより活発になっている。しかし、その前提となる萌芽的な「社会化」は養育環境においてなされ、この基盤となる住居や住宅は自らを設計し枠付ける「間取り」の特徴により、同時代の暮らしに根ざす規範構造や政治意識が既に反映され構造化されている。

本報告では個人が市民性を発揮し主権者となっていく前段階である萌芽的「社会化」の基盤、住宅の構造の変化からわが国市民的公共性の支持基盤の変化を指摘したい。

## 2. 「市民社会」論の転換

さて、個人が家庭で最初に「社会化」され、更に市民性ある主権者になるとして、その市民同士が市民として関わっていく場としては何が考えられるだろうか。このような社会関係としてよく挙げられるのが「市民社会」概念である。

ただ、植村邦彦によれば、「市民社会」概念は多義的で広範であり、もともと *Aristotelēs* が国家共同体をさして使用し、*G.W.F.Hegel* より経済社会と同視され、*A. Gramsci* から国家のイデオロギー的諸装置とされ、*J. Habermas* が非政治的かつ非経済的で公共的な世論形成をもたらす結合関係としてその言葉から捉え直すにいたっている。また、わが国でも、マルクス経済学が経済社会とほぼ同一視したのに対し、斎藤純一や山口定などは公的でも私的でもない公共性の領域としており、比較的揺れ幅の大きい概念である。そもそも、近年では *R.D.Putnam* や *N.Ferguson* など、「市民社会」をはじめ社会関係資本それ自体の衰退を指摘する見解にも事欠かない。

本報告はこのような現状にも鑑み、「市民社会」の前段階に立ち返り、個人の「社会性」が構築される萌芽的局面の具体的構造にこそ焦点をあてたものである。

## 3. 住居政策の展開

近代国家は自らの主権の及ぶ領域に国民生活が存することを前提としており、人間は自らの養育環境において初めて「社会化」され主権者となっていくことになる。しかし、わが国の住居政策は奇しくも先述した「市民社会」概念の変化をなぞるが如く展開し、個々の住居とそれを包摂する住宅地や地域全体の社会関係を視野に入れてこなかった。

明治期は鹿鳴館から官営八幡製鐵所まで国家的建築物整備が急がれ、居住用建築に関わる政策的対応としては官舎の整備程度にとどまる。続く大正から戦中期の住居政策も、旧「都市計画法」（大正8年法律第36号）、「市街地建築物法」（大正8年法律第37号）、「不良住宅地区改良法」（昭和2年法律第14号）による物理的規制が中心である。

戦後の昭和期には居住環境全体を包摂的に対象とした住宅法案や宅地法案が廃案とされる一方、他方では絶対的住宅不足のなかで「公営住宅法」(昭和 26 年法律第 193 号)・「日本住宅公団法」(昭和 30 年法律第 53 号)・「住宅金融公庫法」(昭和 25 年法律第 156 号)や「住宅建設計画法」(昭和 41 年法律第 100 号)が整備され、のちに住居政策を社会開発や経済政策の一環としていくことになる五月雨式立法が行われた。

そして、何度も廃案となってきた「住生活基本法」(平成 18 年法律第 61 号)が平成に入って成立したものの、その内容は自治体や住宅関連事業者に対しての規定となっており、所有者や居住者による居住民主主義的参加の制度化は現在まで進んでいない。

#### 4. 「間取り」に診る市民的公共性の構造転換

人間を最初に「社会化」する社会集団は今日では家族であって、その成員の内外関係は生活基盤である住宅において結節するため、この「間取り」は周辺の規範構造や政治意識を反映し、再び成員へ内面化させるものとなりえる。

このことを踏まえ、わが国住居の「間取り」について鑑みれば、近現代以降において極端な変化が生じているといえる。その基本的な造りは江戸末期まで連綿と集団主義的な続き間と客間を中心としたのに比し、近代以降の「間取り」にはむしろ急激な原子化または解体というべき傾向が認められる。

わが国の「間取り」は有史以来、江戸期までは玄関から直入する個室を多く設けず、表の客間から奥の続き間へと連なる 1 棟を一体としてみちいる構造であった。しかし、人口移動激しい明治期を過ぎ、私生活への自意識が高まる大正期には客間が縮小され、交通空間たる中廊下を中心に個室連なる個人主義的ないわゆる「文化住宅」が登場する。

戦後昭和期には絶対的住宅不足に陥り、客間やときに中廊下まで応接間や居間、或いは家事空間と合併されるなか、戦中の研究を活かした寝食分離と親子の隔離就寝がいわゆる「51C」により達成された。ただ、この「51C」には nLDK モデルへの画一化を招き、また夫婦のみ集中就寝とし、性別役割分業を固定化したとの批判もあり、今日では家事空間や衛生空間まで分離し原子化された個室が並ぶ「個室群住居」も登場している。

#### 5. 結論

ここまでの検討からは市民的公共性の発露へ向けた「社会化」どころか、核家族化による世帯増加で各戸を縮小しながら、近代家族化により原子化する傾向が認められる。今日では「地域社会圏」モデル、「遊環構造」論も現れているが、公共建築や原子化を物理的に実現しえた建築も、人を結節させる「社会化」にはあまり有効と思われない。

住居や地域計画の政治学的・政策学的考察は E.McKenzie の一連の研究や本邦「集合住宅デモクラシー」論などで注目されながらいまだ断片的な側面も多いが、その通時的かつ構造的比較は主権者の政治意識の原点と変化を映し、示唆に富む領野を残している。

#### <主要参考文献>

植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』平凡社 2010 年

塩崎賢明編『住宅政策の再生 豊かな居住をめざして』日本経済評論社 2006 年

祐成保志『〈住宅〉の歴史社会学—日常生活をめぐる啓蒙・動員・産業化』新曜社 2008 年

住田昌二『現代日本ハウジング史:1914~2006』ミネルヴァ書房 2015 年

早川和男編『歴史と思想』(講座現代居住 1) 東京大学出版会 1996 年

# 「明治日本の産業革命」による近代都市「八幡」の出現

## 国策官営製鐵所設置にともなう地域政策の展開とその構図

山脇直祐（北九州市立大学大学院法学研究科非常勤講師）

キーワード：地域社会、地域政策、地域計画、都市形成、都市計画、住宅政策、近代、産業、製鐵所、八幡

### 1. 序論

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成 11 年法律第 87 号) 施行もあり、わが国のまちづくりは目覚しく進展している。しかし、J.Habermas が「システムによる生活世界の植民地化」を懸念するなか、むしろガバナンス不全も散見される。

また、わが国では長寿命化で離死別が増加、未婚化・晩婚化と少子化も進行、地域社会は人口減少と単身化から空洞化しその持続可能性も危ぶまれている。Z.Bauman が「私的なものによる公的なものの植民地化」を懸念する現代、むしろトランスメディアイトされコンヴィヴィアルな地域社会の構成とその合意は達成し難くなってきているのである。

本報告ではこうした現代の基礎となった近代を牽引し象徴する官営工場、その草創期に展開された地域政策より、これからの地域づくりに必要な要素を抽出したい。

### 2. 官営工場による都市形成

わが国の近代化を支えた「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産となって 2 年となる。その構成資産である日本三大官営工場「製鐵所」が立地した「八幡」は今年で市制施行 100 周年にあたるが、近代には交通至便にして資源調達と対艦防衛に適す広大な平地をもって工場用地となった一方、他方でそれまで拠点化せず、中世近以来の寒村が連なっていた。農地集約による農業に比し、労働集約による近代工場の立地は土地当りより多くの人口とその住居を要し、激増する職員の為の社会システム拡充は地域を一変させることとなる。

民間企業の社宅もまだ珍しく、官営工場の官舎は例に限られ、官衙形成に傾く政府も住宅に及び腰だった当時、官営八幡製鐵所は 1901 年（明治 34 年）操業開始にあたり、職員を作業に集中・熟練させる為、職員・職工・職夫の官舎や合宿舎の整備の予算化とその拡充をいち早く訴えている。当初は顧問外国人向けのみながら、次いで長官など勅任官・奏任官向けの官舎が構内高見山付近 12 戸、判任官官舎が製鐵所構外の八幡村稲光・門田 35 棟 70 戸、外国人向け洋式官舎が鬼ヶ原 7 戸、職工官舎が神田・黒崎町前田 52 棟 312 戸整備された。ただ、これらは各地区分散点在、戸数も不十分であり、第 3 代長官中村雄次郎も帝国議会予算委や製鐵所事業調査会などでなお官舎拡充と福利厚生充実をと訴えている。

のち、1906 年（明治 39 年）よりの製鐵所第一期拡張工事に際し、官舎は八幡町大蔵・板櫃村槻田約 1200 戸と黒崎町前田約 400 戸の両地区に整理統合され、こと大蔵・槻田地区は構内高見山付近などの幹部官舎が地名ごと移転し包含され、戸建長官官舎ほか高等官・判任官向け高見官舎 86 戸、職工向け大蔵・槻田官舎 1144 戸にて構成され整然と並ぶ大官舎街が形成されている。また 1911 年（明治 44 年）からの第二期、1917 年（大正 6 年）からの第三期拡張工事では前田地区拡張、高見地区に初鋳滓煉瓦造 2 階 4 戸建で判任官官舎



「ロンドン長屋」16棟 64戸が登場する。戸数は一貫して不足し、民間に頼る状況が続くも、地元八幡町にとっては官舎拡大がその進出先自治体の吸収と市制をもたらすこととなる。

### 3. 官営工場による住宅政策

明治期は都市部で慢性的な住宅不足が続くなか、政府はまず近代的官舎建設に注力し、土間や台所に続き間のある伝統的な建物を賃貸するのが一般的な暮らしであった。中廊下中心に個室を連ねた構造や住宅ローンが普及するのは大正期になってからのことである。

当初の製鐵所官舎も木造平屋建てで長官や高等官のみ戸建て、職工は長屋形式であり、内部構造は伝統的な続き間構造を採用している。それは近世的階層を思わせ、地域計画は極めて近代的ながら、立地計画は五月雨式で内部も古典的なものにとどまる。設計規範がやや前時代的形式であるのは労務管理の意図に依るのか、整備を急いで在来技術に依ったからかは判然しない。ただ、主に前者だとすれば、現場の団結を招いた後世の本邦社宅史に鑑み、また後述する福利厚生政策に比べて成功したとは思われない。

### 4. 官営工場による福利政策

さて、官営八幡製鐵所第3代長官中村雄次郎は帝国議会予算委員会で職工の待遇に言及しており、昇給より福利厚生充実こそ職場定着を促すと強調している。果たして、その施策は官舎供給のみならず、共済会や購買会及び貯金会などの制度整備、高見倶楽部や槻田遊園地、製鐵病院、八幡東区大谷における一連の福利厚生施設の設置に至る。

こと「製鐵所購買会」は日用品をその組織力により共同購買する制度であり、従業者の家計の経済性向上を図る製鐵所福利厚生政策の一環にして、八幡製鐵ビルディング(株)テツビルストアを経て(株)スピナに継承されている。しかし、購買会はこれにとどまらず、主食米穀などの平素及び緊急の廉売などで労務管理を補完したことにその特徴がある。官舎では勤務状況で配分され、1918年(大正7年)米騒動を招いた物価急騰による米穀緊急廉売においては従業者の生活状況を製鐵所が把握しこれに応じて価格設定されていた。

もっとも、生活を住宅から日用品まで包含する「企業城下町」、閉鎖的コミュニティの形成に対しては展開の偏りや従業者間での不公平感、八幡街繁栄期成同盟や商工会など地元競業者の反発など軋轢も生じた。ともあれ、これはその機能と存在感の証明でもある。

### 5. 結論

現北九州市を構成する旧五市のうち、旧八幡市の「八幡」のみは近代行政村としての発足時に現八幡東区で現れた地名に過ぎない。最終的に現八幡西区各地など近世以前より発展していた周辺地域を併呑し、僅か30年で人口1200人から8.5万人となった「八幡」の急進が製鐵所開庁を契機とすることは明らかであり、帝国議会と長官から職員職工や地元商工会まで巻き込む騒動をとめないながらも、眼前に明らかで生活にかかる諸課題への対応を通じてわれらがまちを一から成した過程は今後の地域活性化にとって示唆に富む。

<主要参考文献>

北九州地域史研究会『北九州の近代化遺産』弦書房 2006年

社宅研究会『社宅街—企業が育んだ住宅地』学芸出版社 2009年

新日本製鐵(株)社宅史調査研究委員会『新日本製鐵(株)社宅史』新日本製鐵(株)住環境開発部 1983年  
菅和彦「八幡製鐵所の官舎・社宅開発と市街地形成」都市住宅学会『都市住宅学』第68号 2010年 37頁  
時里泰明「日露戦後における官営製鐵所と地域社会—製鐵所購買会と八幡町商業者の関係を中心に」九州史学会『九州史学』第115巻 1996年 44頁  
時里泰明「官営八幡製鐵所創立期の住宅政策」経営史学会『経営史学』第46巻第2号 2011年 28頁

トランスメディアイーターとしての「行政計画」の「実効性」とはなにか  
「防潮堤」の建設問題から見えてくる「国土強靱化計画」の「情報」と「計画」とのミスマッチについて

高木昭美<sup>あきよし</sup>（芝浦工業大学）

キーワード：トランスメディアイーター、計画情報のリアリティ、国土強靱化計画

## 1 問題提起

「防潮堤」とは、高潮、台風の大波、地震の津波などによる被害を軽減する堤防（堤体、壁体、水門等の構造物）である。現在、政府は、東日本大震災を契機として策定した「国土強靱化計画」にもとづいて防潮堤を建設している。

しかし、この防潮堤は、被災地では、すこぶる評判が悪く各地で反対運動が起きている。なぜそのようなことになったのか。今回の発表では、防潮堤問題から見えてくる「国土強靱化計画」と、計画に盛り込まれた「情報」とのミスマッチを指摘しながら行政計画の実効性を論じることにする。

## 2 「防潮堤」の建設問題

防潮堤は、東日本大震災以前から東北地方でも各地に建設されていた。たとえば岩手県宮古市田老地区（旧田老町・たろうまち）には海拔10m、総延長2,433mの巨大堤防があり、「万里の長城」とまで呼ばれていたが、東日本大震災の津波を防ぐことができず同地区は壊滅状態になった。これを見た政府が、次の大地震に備えて国民を守るため「より強靱な」防潮堤を建設しようとするのは、従来国土保全の論理からは当然のことであっただろう。

政府は、平成26年6月に「国土強靱化計画」を閣議決定した。この計画は、今後想定される「南海トラフ地震」などに備えるため、「起きてはならない最悪の事態」を想定した「脆弱性評価理論」にもとづく総合的な計画であり、地方公共団体に対しては「地方計画」の策定を求めている。

国民を守るために必要であると政府がいう防潮堤であるが、しかしながら、被災地ではすこぶる評判が悪く、反対運動がおきている。

その理由は、①海と陸とのつながりが分断される。②希少な海岸の生態系が壊滅する。③環境アセスメントがなされずに進められている。④構造物で海岸浸食などが悪化する。⑤代替案の検討がない。⑥住民の意見が反映されない。⑦海に対する危機意識が薄れてゆく。⑧人と海が離れ「地域知」が消失する。などが、主張されている。

たしかに、住民を津波から守るためには構築物が必要ともいえるだろう。しかし、実際の防潮堤は、白砂青松の海岸地帯に無機的に伸び広がって景観を一変させている。各集落のささやかだが大切な歴史、地域に根ざした伝統などとは無関係に建設が進められたとあってよい。反対理由には、説得力がある。住民が求めているのは、身近な生活空間の復旧であり生業の再建である。防潮堤は、地域の住民から見れば予想外の巨大な構築物であり、地域で要望したものとはいいがたいものである。

### 3 国土強靱化計画における「情報」と「計画」のミスマッチ

なぜこのようなことになったのか。それは、被災地の地域の実情を示す「情報」が、「計画」にきめ細かく反映されていないためではないかと考えられる。

そもそも「計画」とは、「現実」を「理想」へと変えようとするプログラムであり、「現実」と「理想」とをトランスメディアイトする機能が期待されている。この機能、すなわち計画の「実効性」は、計画に盛り込まれた情報の「質＝リアリティ」にかかっている。地域の実情や要望をきめこまかく反映した「情報」が盛り込まれていなければ、実効性は発揮できない。国土強靱化計画は、この「情報のリアリティ」が不足していると考えられるのである。

東日本大震災において各地方公共団体は、「災害復旧・復興計画」を作成して被災地の復旧・復興に鋭意取り組んだが、日本の災害対策は、もともと災害対策基本法にもとづく国、都道府県、市区町村ごとの「災害基本計画」が基本になっている。

ところが、中央政府は、さらに「国土強靱化計画」を策定し、地方公共団体に対しては、新たに「地方計画」の策定を求めた。この国土強靱化計画は、災害復興計画と重複する部分が多く、実際には「屋上、屋を画する」というべきである。

気仙沼市での現地調査などによれば、被災自治体の震災復興計画策定プロセスは、地域協議会のボトムアップによって長く複雑な議論と協議を経ており被災者の要望や地域の実情という「リアリティ」を盛り込んだ内容になっている。地域の情報に根ざした復興計画には、コンヴィヴィアルな政策効果を期待することができる。

政府の国土強靱化計画策定プロセスでは、総理を本部長、大臣を本部員とする本部員会議方式がとられており、国会での政治プロセスを経てはいるが、実質的には官僚によるトップダウンの政策決定であった。このプロセスでは、地域の情報のリアリティを反映することは困難である。これは、地域のリアルな情報が行政計画に盛り込まれていない「ミスマッチ」である。あえていえば中央政府の政策システムの機能障害ともいえる。

### 4 結語

被災地の現場感覚で防潮堤を見るとき、それは、高度成長時代の重厚長大行政の遺物のようである。計画形成プロセスの分析において、「計画」と「情報」とのミスマッチ現象が観察されるということは、すなわち、現代日本の行政計画システムの、硬直化、陳腐化を表しているのではないだろうか。プロセス分析から明らかになってくるシステムの問題は、メカニズムをとらえ行政のマニュアルを修正することでは解決できないだろう。システムそのものの改善、改革が必要になっていると考えられるのである。

現代は、全国の各地域の、ささやかだが大切な歴史、儂いが魅力ある文化などの「地域情報」の価値が改めて注目されている。「地域多様性の時代」である。これからは、政策情報学においても地域の固有の「意味」の世界を汲み取り、地域のリアリティを政策にきめこまかく反映する研究が、今まで以上に必要になってくると思う。

(参考文献)

土方正夫編著『地域計画情報論』成文堂 2017年12月(予定)

<MEMO>

## 基 調 講 演

---

< 基調講演者 >

井関利明 先生（慶應義塾大学名誉教授・政策情報学会初代会長）

< 講演テーマ >

「Post-disciplinary 時代の学的再編成」

## 事 例 報 告

---

# 地方創生ガバナンス

-地域をインターメディアートするということ-

市川 顕（関西学院大学）

キーワード：地方創生、地域アクター、インターメディアータ、新たなコミュニティ

本発表では、「地方創生ガバナンス-地域をインターメディアートするということ-」と題し、地方創生における地域アクターのガバナンスに焦点を当てて議論を展開したい。

そもそも地域を作るということは難しい。多様なアクターが存在する中で、自らをどのような地域にしたいのかという議論を収斂させるのは、地域内アクターだけでは、時に利益が絡むだけに困難な問題となる。それでも地方創生を成し遂げなければならないとすれば、それは、誰によるのだろうか。ここでは、インターメディアータを触媒とした新たなコミュニティの創出、が一つの解となるだろう。新たなコミュニティとは、自律的な秩序を備えたコミュニティであり、地域の多様な人々が参加し、かつ、地域の住民以外にも開かれたオープンなコミュニティであり、個々の個性が最大限生かされ、そこでのインタラクションにより常に生成・発展していくコミュニティを指す。

そこで目指される地方創生は、貨幣経済というよりはむしろ豊かな生活文化の獲得となるだろう。地域住民自身が「自らが如何になりたいか」を追求し、地域の若者が地域を誇りに思う地方創生が求められる。とするならば、ここに関係する各種アクター間の関係が重要な要素となる。「地域内分権型社会」や「地域協働」とでも言おうか。ここでは敢えてこれを「地方創生ガバナンス」と呼ぶ。

地方創生ガバナンスの要諦は、コーディネート（調整する：上からの一元的管理）ではなく、インターメディアート（繋ぐ：横へのネットワーク形成）が重要となる。マルチ・アクターが相互に尊重して、市民参加の下に地域の問題を共有し、解決のための新たなビジョンを創出していくことが求められる。

その際、本発表で注目したいのは、地域住民と比して異質性を持つインターメディアータである（ワカモノ・異端者・ヨソモノ・ブランドクリエイター・地域外専門家などがこの範疇に入るだろう）。地域というのは閉鎖的で凝集性の高い交際圏であり。特殊な競争原理が強く働くが、異質性を持つアクターは、そのような競争原理の対象とはみなされず、インターメディアーションに有利に働く。

閉鎖的で凝集性の高い地域アクターにおいて、新たに弱い紐帯を形成し、構造的間隙を埋めるためには、異質性の強いインターメディアータが有利となる。

## 【参考文献】

- 石山恒貴(2013)「地域活性化における実践共同体の役割—NPO2 法人による地域の場づくりに向けた取り組み事例—」『地域イノベーション』第6号 pp.63-75。



- 大野剛志(2010)「地域活性化運動における新規参入者の位置と役割ー北海道上川郡下川町「下川産業クラスター研究会」の実践を事例としてー」『現代社会学研究』第23巻 pp.19-37。
- 荻久保嘉章(2014)「地場産業産地の持続的成長ー豊岡杞柳産業産地の事例ー」『立命館経営学』第52巻第4・5号 pp.1-23。
- 田中豊治(2012)「コミュニティ・ガバナンスとまちづくり NPO リーダー」『佐賀大学経済論集』第44巻第6号 pp.1-21。
- 齋藤明子(2012)「地域ブランドを育てる新しい観光商品～「地域旅」に関する研究～」『実践女子短期大学紀要』第33号 pp.39-46。
- 柴山清彦(2012)「外部経済を生み出す場としての自律的組織ー地域産業再生のための「新たなコミュニティ」の生成ー」『日本政策金融公庫論集』第14号 pp.1-24。
- 守屋貴司(2012)「北海道東川町の地域活性化のための地域マネジメントに関する研究ー脱公務員化する町役場の組織開発・組織文化づくりー」『立命館経営学』第49巻第5号 pp.169-187。

<事例報告者②>

影山貴大 氏（合同会社 J-doc company 代表社員）

<講演テーマ>

「まちづくりの現場から見たメディエーターの役割と必要性」

## パネルディスカッション

---

### <コーディネーター>

朽木 量（千葉商科大学政策情報学部教授）

### <パネリスト>

井関利明（慶應義塾大学名誉教授・政策情報学会初代会長）

市川 顕（関西学院大学産業研究所准教授）

影山貴大（合同会社 J-doc company 代表社員）

### <講演テーマ>

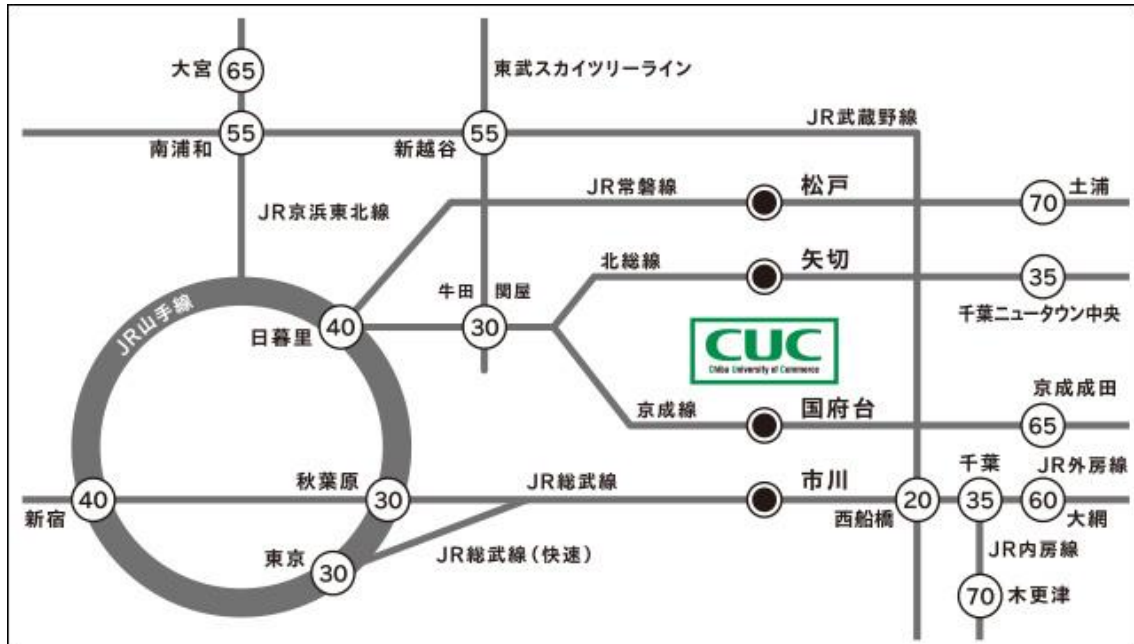
「政策情報学に基づくコンヴィヴィアルな地域社会の顕現

～地域の多様な人々を繋ぐトランスメディアエイターの創出～」



## 【会場へのアクセス】

○交通アクセス <http://www.cuc.ac.jp/access/>



数字は本学までのおおよその所要時間(分) ※乗り換えなどの時間は含みません。  
● 最寄り駅

### ■JR 総武線を利用される場合

- 市川駅（東京駅から快速で約 20 分）下車
  - ① 徒歩：約 20 分
  - ② 京成バス：北口（ダイエー側）1 番乗り場（「松戸駅」行もしくは「松戸営業所」行）から乗車約 10 分⇒「和洋女子大前」下車徒歩 3 分

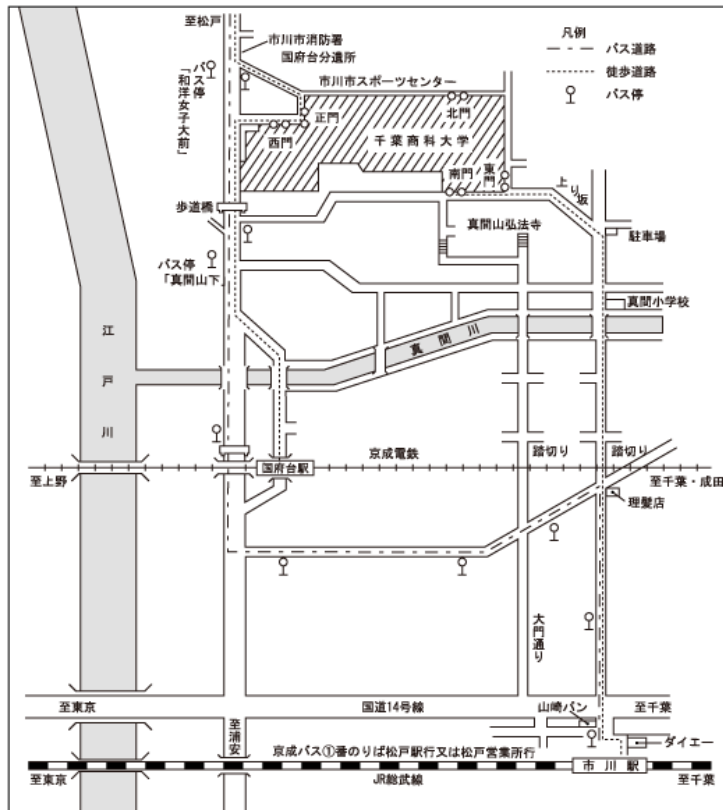
### ■JR 常磐線を利用する場合

- 松戸駅（柏駅から約 15 分）下車
  - ① 京成バス 1 番乗り場（「市川駅」行）から乗車約 20 分⇒「和洋女子大前」下車徒歩 3 分

### ■京成線を利用する場合

- 国府台駅（京成上野駅から約 30 分）下車、徒歩約 10 分

■ JR 市川駅、京成国府台駅から大学までの交通図



■ キャンパスマップ [http://www.cuc.ac.jp/about\\_cuc/campus/maps/](http://www.cuc.ac.jp/about_cuc/campus/maps/)



# 政策情報学会研究大会一口頭発表に関する規定

政策情報学会 大会実行委員会

- (1) 研究大会における発表には、「口頭発表」がある。発表内容としては、政策情報学に関係した自由論題とする。発表内容は、必ずしも研究大会テーマに準拠する必要は無く、発表者が直接／間接的に政策情報学に関係していると判断したものを発表することと定める。
- (2) 原則として、口頭発表の申し込みは学会員に限るものとする。ただし、共同発表を行う場合には、筆頭発表者が学会員であれば良いものとする。また学会員は当年度学会費を納入済みであること。
- (3) 他学会において既に発表されたもの、ないしは応募中のものを、本学会に対して二重に申し込むことはできない。
- (4) 使用言語は、日本語または英語とする。それ以外の言語を使用する場合には、事前に大会実行委員会へ相談すること。
- (5) 口頭発表の希望者は、発表申込書と要旨を本学会大会実行委員担当者宛に提出する。提出方法は、(a) 大会実行委員会担当者への E-Mail による提出、(b) 郵送による提出、の2種類がある。なお、研究大会における口頭発表の申し込みの締め切りは、別紙の「政策情報学会研究大会研究発表の募集について」に定められた時期とする。
- (6) 発表要旨は、A4 用紙 1 枚以内として、和文の場合は 11 ポイント、英文の場合は 10 ポイント以上のフォントを用いる。
- (7) 発表要旨は、以下の点に留意して記述する。
  - (a) 題目：内容を明快に反映するものとして、出来る限り簡潔なものとする。
  - (b) キーワード：研究内容を迅速に示すべく、5～10 語句から構成されるものとする。
  - (c) 要旨内容：問題の所在、研究の独自性や重要性、主張や論点などを十分に反映させる。
- (8) 提出された発表要旨は、理事会および大会実行委員会において審査される。その結果によっては、本学会から発表者に対して、修正やリライトを求めることがある。なお、口頭発表採択者には、大会実行委員会から予め発表日時を追加し、予稿集に所収される原稿の執筆を求めるものとする。
- (9) 発表者は、大会実行委員会から指定された期日までに予稿集に所収される原稿を提出する。なお、予稿集の原稿は、『大会発表予稿集』執筆規定に従って作成する。
- (10) 発表者は、当日、各自の発表直前の休憩時間までに会場の受付に到着の旨、連絡を行うこと。

付則

1. 2012年7月6日制定
2. 2013年11月30日改定



# 政策情報学会『大会発表予稿集』執筆規定

政策情報学会 大会実行委員会

## 1. はじめに

大会実行委員会では、大会における会員による研究発表の記録保存を目的として、『大会発表予稿集』を製作する。この予稿集は、紙による冊子ないしは電子出版（CD-ROM）とする。製作は、研究大会の開催にあわせるものとする。

## 2. 原稿作成

原稿は、一般の学会誌などにおける論文形式と同一のものとする。提出するファイルは全て Word ファイルとする。

## 3. 記述項目

必須の記述項目は、「テーマ名」「発表者氏名」「所属」「本文」である。必要がある場合には、「サブテーマ名」「共同研究者」を記述する。なお、内容に応じて章節に区切って記述するようにする。

### 3.1. 原稿のフォーマット

原稿サイズは A4 とし、1 カラム（1 段）、40 文字×40 行、上下の余白は 30mm、左右の余白も 30mm で作成する。

記述する各項目の文字サイズとフォントについては、表 1 に示されている通りとする。また、行の揃えについては、表 2 に示されている方式に従うものとする。

また、参考文献などの記述フォーマットに関しては、科学技術振興機構による『SIST ハンドブック (<http://www.jst.go.jp/SIST/index.htm>)』に示されたものを基準とする。そのため、「SIST02（参考文献の書き方）」に基づく記述を義務付ける。

なお、提出ファイル名は「発表者氏名.docx」とする。

表 1 文字サイズとフォント一覧

項目	ポイント数	フォント
テーマ名	16	明朝
サブテーマ名	12	明朝
氏名（所属）	12	明朝
キーワード	11	明朝
本文	11	明朝
参考文献	10	明朝

表 2 行揃え

項目	行揃え
テーマ名	中央
サブテーマ名	中央
氏名（所属）	右
キーワード	中央
本文	左
参考文献	左

### 3.2. ページ数

Word ファイルのページ数については、2 ページ以内厳守とする。規定のページ数を超過した場合には、予稿集に掲載しない。

### 4. 原稿の提出先

発表者は、予稿集に所収される原稿を、完全原稿として研究大会実行委員会委員に E-Mail で提出する。

付則

1. 2005 年 11 月 17 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定
3. 2014 年 11 月 29 日改訂
4. 2015 年 10 月 8 日改訂
5. 2017 年 9 月 29 日改訂

# 政策情報学会会員表彰制度内規

政策情報学会 学会賞選考委員会

- (1) 本会は、会員の優れた研究活動および顕著な学会活動を表彰するために、次の各賞を制定する。
  - ・学会誌賞
  - ・研究大会賞
- (2) 学会誌賞  
対象者：学会誌投稿時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員  
候補作品：学会誌に投稿され、査読を経て掲載された論文および研究ノート  
受賞者数：2 名以内  
受賞制限：受賞者は 3 年を越えなければ再受賞できない。
- (3) 研究大会賞  
対象者：研究大会報告時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員  
候補発表：研究大会において、研究大会賞選考のための報告会場にて報告されたもの  
受賞者数：原則 1 名  
受賞制限：とくに制限なし
- (4) 学会誌賞の選考・審査
  - ① 学会誌賞の選考と審査のために、学会誌賞選考審査委員会を設置する。
  - ② 学会誌賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と論文審査委員会委員長および学会誌編集委員会委員長によって構成される。
  - ③ 学会誌賞選考審査委員会は、学会誌賞候補作品を翌年 4 月までに選考する。
  - ④ 学会誌賞選考審査委員会は、選考した学会誌賞候補作品を審査し、政策情報学フォーラム開催時の理事会までに受賞作品を決定する。
- (5) 研究大会賞の選考・審査
  - ① 研究大会賞の選考と審査のために、研究大会賞選考審査委員会を設置する。
  - ② 研究大会賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と学会賞選考委員会委員長が依頼した理事 2 名によって構成される。
  - ③ 研究大会賞選考のための報告は、研究大会開催校の実行委員長が対象となる報告の中から選抜する。
  - ④ 研究大会賞審査委員会は、研究大会賞選考のための報告会場にて発表された報告を審査・決定し、研究大会当日の理事会にて報告・承認を得るものとし、当日中に受賞者に表彰する。
- (6) 審査結果、通知、授与
  - ① 学会賞選考委員会委員長は、選考審査の結果を会長に報告し、会長は理事会に諮り、速やかに承認の手続きを執り、受賞者に通知する。
  - ② 学会誌賞、研究大会賞の授与は、研究大会時に行う。

付則

1. 2015 年 4 月 23 日制定

## 政策情報学会第 13 回研究大会実行委員会

委員長（常任）	山神 進（立命館アジア太平洋大学名誉教授）
実行委員長	朽木 量（千葉商科大学政策情報学部教授）
実行副委員長	濱野 和人（千葉商科大学非常勤講師）
実行委員	淵元 哲（千葉商科大学政策情報学部専任講師）
実行委員	赤松 直樹（千葉商科大学政策情報学部助教）



